

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年4月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和5年4月に〇〇「〇〇」〇〇の職員に平成29年11月以降の副業許可騒動に関し、提出させようとした「詫び状」の例文」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和5年5月8日、実施機関は、本件請求に対して「当該公文書を作成・取得しておらず、文書が不存在であるため。」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年5月13日（同年5月16日受付）、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

令和6年2月8日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

処分庁は行政処分において、「当該公文書を作成・取得しておらず、文書が不存在であるため」とする理由の提示は不合理であるから、行政処分を取り消し、対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

対象文書は、「実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した文書（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、対象文書が不存在とする処分庁の判断には誤りがある。

審査庁及び審査会には、行政不服審査法第34条又は第74条の規定に基づき、審査庁が同定している当該〇〇を運用する職員及び当該職員の所属長に、対象文書の存在又は不存在に関する事実の陳述を要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

「〇〇「〇〇」〇〇 の職員」について、投稿内容等から、徳島県職員（以下「当該職員」）であることを特定した。

ついで、本件請求の公文書は、「当該職員に平成29年11月以降の副業許可騒動に関し、当該職員から処分庁宛に提出させようとした「詫び状」の例文」（以下「当該公文書」という。）であると特定した。

処分庁は、当該職員に対し「詫び状」の作成・提出を求めていなかったことから、処分庁は当該公文書の作成・取得をしておらず、当該公文書は不存在である。

なお、処分庁は職員に対して、事情・経緯の説明等のため顛末書の提出を求める場合はあるが、これについては、令和5年6月23日付で審査請求人に対し、公文書部分公開決定済みである。

公文書公開請求については、条例第7条で請求を拒否できる場合が定められており、同条第2号では「公開請求に係る公文書を保有していないとき。」と定められている。

以上により、本件請求については、条例第7条第2号に該当するため、条例第12条第3項の規定により、本件処分を行ったものである。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                 | 内 容 |
|-----------------------|-----|
| 令和6年2月8日              | 諮問  |
| 同年3月18日<br>第2部会（第9回）  | 審議  |
| 同年4月24日<br>第2部会（第10回） | 審議  |

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 当該公文書について

本件請求は、令和5年4月に〇〇「〇〇」〇〇 の職員に平成29年11月以降の副業許可騒動に関し、提出させようとした「詫び状」の例文であり、実施機関はこれ

を特定したが、本件請求に係る公文書を作成・取得しておらず、文書が不存在であるとして本件処分を行った。

これに対して審査請求人は、行政処分を取り消し、対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求めている。

実施機関は公文書を保有していないと主張しているため、以下、公文書の保有の有無について検討する。

## 2 当該公文書の保有の有無について

対象文書が不存在であるとする実施機関の判断には誤りがあるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は当該職員に対し詫び状の作成・提出を求めていなかったことから、当該公文書の作成・取得をしておらず、当該公文書は不存在であると主張している。

審査請求人がいかなる理由で実施機関の判断に誤りがあると考えているかは明らかではないが、徳島県の条例、規則及び訓令には詫び状及びその例文に関する規定はなく、当審査会においても、実施機関が当該職員に対し詫び状の作成・提出を求めた事実を確認できなかった。

したがって、詫び状はもとより、その例文についても、実施機関がこれを保有していると認めることはできず、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張には、特に不合理な点は認められない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

| 氏 名    | 職 業 等                | 備 考 |
|--------|----------------------|-----|
| 綾野 隆文  | 弁護士                  |     |
| 岩田 晴美  | 四国大学生生活科学部教授         |     |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授 | 部会長 |
| 梶本 久実  | 税理士                  |     |